

**2026年度第1回**  
**東京大学外国人留学生支援基金奨学生および長島雅則奨学生**  
**募集要項**

1. 応募資格

私費外国人留学生で次の各号のすべてに該当する者

- (1) 学業、人物ともに優れた者
- (2) 2026年4月に東京大学大学院の正規課程学生または研究生（ただし、長島雅則奨学生においては正規課程学生のみ）であり、今年度を通じて在籍予定の者  
※標準修業年限を超えて在籍する者も応募することができる。
- (3) 学資の援助が必要な者  
※母国の官庁、企業に在職のまま留学し給与等の支給を受けている者、支給期間中に他の奨学金（5万円を超えるもの）を受給する者は、応募できない。
- (4) 2026年4月に出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格を有する者

2. 奨学金支給金額 月額50,000円

3. 支給期間 12ヶ月（2026年4月～2027年3月）

※支給期間の延長は認めない。

4. 募集人員 1名（大学院人文社会系研究科から推薦）

5. 提出書類

- (1) 奨学生願書（別紙様式1） ※申請者署名欄は、必ず手書きで署名してください。
- (2) 指導教員の推薦書（別紙様式2）
- (3) 在留カード（表裏の両面）の写し

6. 提出期限および提出方法

提出期限：2026年6月11日（木）12時必着

提出方法：原本（紙媒体）を国際交流室へ持参してください。

※推薦書は、指導教員から国際交流室へ直接提出していただいでください。

7. その他

支給決定後でも、次の各号の一に掲げる要件に該当すると本基金が認めた場合には、その決定を取り消す（必要に応じて既に支給した奨学金の返還を求めることがある）。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 留学又は退学したとき
- (3) その他、受給者としての資格を失ったとき

#### 8. 補足事項（長島雅則奨学金について）

長島雅則奨学金は、長島氏から東京大学外国人留学生支援基金への寄附金を原資とし、創設された奨学金です。出願に際し、応募資格が大学院正規生のみとされている点を除き、東京大学外国人留学生支援基金奨学金との相違はありません。受給者は、年に一回開催される寄付者との交流会に参加してください。東京大学外国人留学生支援基金奨学生と長島雅則奨学生のどちらの奨学生として採用されるかは選考時に決定します。

#### 【 問い合わせ先 】

東京大学大学院人文社会系研究科 国際交流室

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

E-mail oissjin[at]l.u-tokyo.ac.jp